

知多浄水場始め 4 浄水場排水処理施設 整備・運営事業

審査講評

平成 1 7 年 1 1 月

愛知県営浄水場排水処理施設 P F I 事業者選定委員会

目 次

1	事業概要等	1
(1)	事業名称	1
(2)	事業に供される公共施設の種類	1
(3)	公共施設の管理者	1
(4)	事業目的	1
(5)	事業概要	1
(6)	事業期間	4
(7)	事業スケジュール(予定)	5
(8)	事業者の収入に関する事項	5
(9)	事業に必要な法令等の遵守	6
(10)	公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	6
2	審査の方法	8
(1)	事業者選定の方法	8
(2)	審査体制	8
(3)	審査の流れ	9
(4)	資格審査	9
(5)	提案審査	9
3	事業者選定委員会の開催及び審議・審査の経緯	17
4	審査結果	18
(1)	資格審査	18
(2)	提案審査	18
5	審査講評	21
(1)	事業計画に関する事項	21
(2)	設計・建設及び脱水処理施設等の能力に関する事項	22
(3)	脱水設備等の運営・維持管理業務に関する事項	23
(4)	脱水ケーキの再生利用に関する事項	24
(5)	総評	25
6	最後に	26

事業者選定委員会は、知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の事業者選定に関する事項を審議・審査するため、愛知県企業庁（以下「県企業庁」という。）により設置されました。

第1回事業者選定委員会を平成16年10月28日に開催して以降、約1年にわたり民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づく実施方針や入札説明書等について審議を重ねるとともに、応募グループの提案内容について厳正かつ公正な審査を行い、この度、事業者選定委員会委員の合議により優秀提案として選定しました。

本事業は、4浄水場の脱水処理施設等を一括として設計・建設・運営・維持管理業務を行うことで効率的な事業運営を図ること、民間ノウハウを活用することで脱水ケーキの有価利用のさらなる促進を図ること等、これまでのPFI事業にはない先駆的な取り組みを含むものでした。

残念ながら応募者数は1グループとなりましたが、提案内容は、脱水処理施設等の設計、建設、運営・維持管理、脱水ケーキの再生利用の各業務について、応募者のノウハウや創意工夫が発揮された提案となっており、県企業庁の要求水準を十分に上回ったものでした。応募者の事業提案書作成にあたっての熱意や努力に、心より感謝します。

最後に、本事業がPFI事業として事業期間にわたり安定的かつ円滑に継続され、本事業の事業目的に鑑み、脱水処理業務の安定的な遂行、脱水ケーキの有価利用の促進を達成されることを、心から期待します。

平成17年11月28日

愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会
委員長 奥野 信宏

本審査講評では、以下のように用語を定義します。

- 【公共施設の管理者】：本事業をPFI事業として民間事業者を実施させようとする公営企業の事業管理者（企業庁長）をいいます。
- 【事業者】：本事業の実施に際して、県企業庁と事業契約を締結し事業を実施する会社をいいます（原則として、特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）を設立することとします。）。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいいます。
- 【応募者】：応募企業又は応募グループをいいます。
- 【応募企業】：脱水処理施設等の建設、維持管理並びに運営の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する単独の企業をいいます。
- 【応募グループ】：脱水処理施設の建設、維持管理並びに運営の能力を有し、本事業に応募する参加資格を有する者で、複数の企業で構成されるグループをいいます。
- 【構成員】：応募企業若しくは応募グループのうち、特別目的会社に出資する企業をいいます。
- 【協力会社】：応募グループのうち、構成員以外の企業をいいます。
- 【資格審査通過者】：参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいいます。
- 【入札参加者】：資格審査通過者のうち、本事業に係る事業提案書を期限内に提出した者をいいます。
- 【委員会】：PFI法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、県企業庁が設置する学識経験者等で構成される組織（愛知県営浄水場排水処理施設PFI事業者選定委員会）をいいます。
- 【落札者】：委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として県企業庁が決定した入札参加者をいいます。
- 【実施方針等】：実施方針の公表の際に県企業庁が公表した書類一式をいいます。具体的には、実施方針、要求水準書（案）及び添付書類等をいいます。
- 【入札説明書等】：本事業に関し公表された実施方針、入札説明書及びその添付書類（事業契約書（案）基本協定書（案）要求水準書、落札者決定基準、様式集、図面及び通知書を含む。）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する県企業庁の回答を示した書面の全てをいいます。
- 【事業提案書】：資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいいます。
- 【脱水処理施設等】：本事業の対象施設として位置付けるもので、高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場、上野浄水場及び知多浄水場における、脱水機棟、脱水設備、配管の総称をいいます。（表 - 参照）
- 【脱水機棟】：脱水設備を納める建物で、当該建物に付帯する電気設備等の一切を含むも

のをいいます。

- 【脱水設備等】：脱水設備、配管の総称をいいます。
- 【脱水設備】：脱水機及び周辺機器等の総称をいいます。
- 【脱水機】：汚泥を脱水する機械で、脱水機を構成する電気・機械・計装設備（監視及び制御を行う設備）等の一切を含むものをいいます。なお、脱水とは、汚泥の処分を容易な状態とするために、汚泥の水分（含水率）を減少させることをいいます。
- 【周辺機器等】：脱水機関連補機で、当該補機を構成する電気・機械・計装設備及び脱水ケーキ搬出設備等の一切を含むものをいいます。
- 【脱水ケーキ搬出設備】：破碎機、ベルトコンベア、ケーキヤード等、脱水ケーキの管理及び搬出に資する設備をいいます。
- 【配管】：濃縮槽から脱水処理施設等を経由し排水池に至る一連の連絡管で、当該配管を構成する弁類、メーター等の一切を含むものをいいます。
- 【濃縮施設】：脱水処理施設等の前段施設で、排水池、排泥池、濃縮槽の総称をいいます。
- 【排水処理施設】：濃縮施設及び脱水処理施設等の総称をいいます。
- 【3 浄水場】：本事業の対象となる浄水場のうち、現在既に脱水処理施設等を有する、高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場及び上野浄水場の総称をいいます。
- 【一時支払金】：脱水処理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価の一部又は全てについて、県企業庁が調達し、脱水処理施設等の所有権が県企業庁に移転した後、事業者を支払われる費用をいいます。
- 【割賦支払金】：脱水処理施設等の設計及び建設業務に係るサービスの対価として、県企業庁が事業者に対して支払う料金をいい、脱水処理施設等の設計及び建設業務に係る経費のうち一時支払金を除いた経費で構成されます。
- 【運営・維持管理業務等】：運営・維持管理業務と脱水ケーキの再生利用業務の総称をいいます。
- 【汚泥】：浄水処理工程で発生する細かな砂や泥を含む水をいいます。
- 【脱水ケーキ】：汚泥を脱水処理した後に発生する固形物をいいます。
- 【再生利用】：脱水ケーキを製品等の原材料等の有用物とするため必要な処理を行い利用することをいい、有価利用と非有価利用に分けられます。
- 【有価利用】：事業者が脱水ケーキを県企業庁から有償で買い取り、自らの責任と費用で脱水ケーキを販売することをいい、その収入は事業者に帰属します。
- 【非有価利用】：県企業庁が脱水ケーキの処理を事業者に委託し、事業者の責任で再生利用を図ることをいい、それに係る費用については、事業者が提案した金額を、県企業庁が負担します。
- 【有価利用可能量】：事業提案書において事業者が提案する1事業年度に有価利用を行える最大量（t-ds/年）をいいます。

表 - 施設関連用語概念図

排水処理施設	濃縮施設		排水池、排泥池、濃縮槽	脱水処理施設等が既設の浄水場 ・高蔵寺浄水場 ・尾張東部浄水場 ・上野浄水場 脱水処理施設等を本事業で新設する浄水場 ・知多浄水場	
	脱水処理施設等	脱水機棟			脱水設備を納める建物 (付帯する電気設備等を含む。)
		脱水設備等	脱水設備		脱水機(電気・機械・計装設備を含む。)
					周辺機器等(電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備等を含む。)
	配管	構内連絡管 (弁類、メーター等を含む。)			

備考：網掛け部分が本事業の範囲

1 事業概要等

(1) 事業名称

知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

愛知県知多浄水場、高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場、及び上野浄水場の各脱水処理施設等

(3) 公共施設の管理者

愛知県公営企業管理者 企業庁長 福間 克彦

(4) 事業目的

県企業庁が実施する水道事業及び工業用水道事業については、県人口の増加や生活水準の向上並びに産業活動の発展とともに着実に整備・推進してきましたが、社会・経済情勢の大きな変化にともない、より効果的かつ効率的な事業運営が求められています。

また、浄水処理にともなって発生する汚泥については、安定的に脱水処理できるとともに、近年の廃棄物処分場の不足及び環境保全に及ぼす影響を考慮すると、減量化及び再生利用化を進めることが、水道の安定供給等を確保するための重要な課題の一つとなっています。

こうした中で、県企業庁では、県営浄水場における浄水処理工程で発生する汚泥を脱水機や天日乾燥により脱水処理しており、特に近年は、機械脱水処理した脱水ケーキのほぼ全量を、有価により有効に利用しています。

しかしながら、愛知用水地域の3浄水場（高蔵寺浄水場、尾張東部浄水場、上野浄水場）をはじめとして、多くの脱水機が老朽化による更新時期を迎えているうえ、知多浄水場においては発生汚泥の有価利用を進めるためにも天日乾燥から機械脱水方式へ切り替える（脱水処理施設等を新設する）必要が生じています。

また、環境への配慮、新技術の導入、県民等が享受できるサービス価値の最大化などの水道事業及び工業用水道事業への要請が多様化・複雑化している一方で、そのサービス創出のために投下するコストを最小限に抑える必要性が高まっている中、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用し、公共と民間が連携して課題解決に努める必要があると考えています。

そこで県企業庁では、総事業費の削減、財政支出の平準化及び脱水ケーキの再生利用の促進を図ることを目的に、愛知用水地域における3浄水場の脱水設備等の更新・増設、知多浄水場の脱水処理施設等の新設並びにこれら4つの脱水処理施設等の運営・維持管理業務を進めるうえで、PFIを導入することとしました。

(5) 事業概要

ア 本事業の対象となる施設

本施設の主要施設の概要は下記のとおりです。

a 知多浄水場における脱水処理施設等の計画概要（新設）

知多浄水場 計画給水量 上水：222,000 m ³ /日 工水：472,800 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。）
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（2台） 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	構内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

b 3 浄水場における脱水処理施設等の概況（既設）

高蔵寺浄水場 計画給水量 上水：94,300 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和57年建設 ・RC造 地上1階地下1階建て ・延べ床面積790m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（既設1台） 1号脱水機 ・昭和57年設置 ・短時間型 ろ布面積170m ² 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	構内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

尾張東部浄水場 計画給水量 上水：266,400 m ³ /日 工水：200,000 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・平成5年建設 ・RC造 3階建て ・延べ床面積1,425m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（既設3台、増設1台） 工業用水道施設における脱水機 ・昭和50年設置 ・短時間型 ろ布面積49m ² 1号脱水機 ・平成5年設置 ・長時間型 ろ布面積500m ² 2号脱水機 ・平成7年設置 ・長時間型 ろ布面積500m ² 本事業において平成25年度に増設する脱水機 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	構内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

上野浄水場 計画給水量 上水：164,100 m ³ /日 工水：172,800 m ³ /日	脱水機棟		脱水設備を納める建物（電気・機械・計装設備を含む。） ・昭和43年建設 ・鉄骨造スレート葺き 2階建て ・延べ床面積 1,570m ²
	脱水設備等	脱水設備	脱水機（既設3台） 1号脱水機 ・昭和58年設置 ・長時間型 ろ布面積 357 m ² 2号脱水機 ・平成5年設置 ・長時間型 ろ布面積 357 m ² 3号脱水機（水・工共用） ・平成4年設置 ・長時間型 ろ布面積 357 m ² 周辺機器等（電気・機械・計装設備、脱水ケーキ搬出設備を含む。）
		配管	構内連絡管（弁類、メーター等を含む。）

イ 事業方式

P F I法に基づき、事業者が自らの提案をもとに脱水処理施設等の設計、建設を行った後、県企業庁に施設の所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の運営・維持管理業務を行う方式（B T O（Build Transfer Operate））により実施します。

なお、知多浄水場については、事業者は、新たに脱水処理施設等の設計、建設を行った後、県企業庁に当該施設の所有権を移転し、当該施設の運営・維持管理業務を行うこととします。

また、3浄水場については、事業者は、既設の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を行うとともに、事業契約書（案）「別紙1 事業日程」に示した年度に、脱水機棟の改修並びに脱水設備等の増設・更新を行うこととします。

ウ 事業範囲

事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとします。

- a 知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務
 - ・事前調査（測量、地質調査を含む。）及びその関連業務
 - ・脱水処理施設等の設計（基本設計、実施設計）
 - ・生活環境影響調査
 - ・建設工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
 - ・脱水処理施設等の新設に係る工事
 - ・工事監理
 - ・脱水処理施設等の県企業庁への引き渡し

- ・県企業庁が行う近隣対応・対策への協力
- ・脱水処理施設等の運営・維持管理業務の開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
- ・県企業庁が行う国庫補助申請・検査業務の支援協力
- b 3 浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務
 - ・事前調査及びその関連業務
 - ・高蔵寺浄水場及び上野浄水場における脱水機棟の改修に係る設計
 - ・生活環境影響調査
 - ・3 浄水場における脱水設備等の更新に係る設計、及び尾張東部浄水場における脱水設備等の増設に係る設計
 - ・脱水処理施設等の増設・更新等の工事開始までに必要な手続き（各種申請業務等）
 - ・高蔵寺浄水場及び上野浄水場における脱水機棟の改修に係る工事
 - ・3 浄水場における脱水設備等の更新に係る工事（既設の脱水設備等の撤去を含む。）
 - ・尾張東部浄水場における脱水設備等の増設に係る工事
 - ・工事監理
 - ・増設・更新した脱水設備等の県企業庁への引き渡し
 - ・その他、既設の脱水処理施設等の運営・維持管理業務を実施するにあたり必要な改良
 - ・県企業庁が行う国庫補助申請・検査業務の支援協力
- c 脱水処理施設等の運営・維持管理業務
 - ・3 浄水場の運営・維持管理業務に必要な業務引継ぎ
 - ・脱水処理施設等の運転
 - ・脱水処理施設等の維持管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）
 - ・清掃
 - ・警備
 - ・濃縮槽からの汚泥引き抜き業務（運転・計量等の管理業務）
 - ・濃縮施設の運転支援
 - ・尾張東部浄水場内における濃縮汚泥の運搬
 - ・脱水ケーキの管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく管理業務）
- d 脱水ケーキの再生利用に関する業務
 - ・脱水ケーキの再生利用
 - ・脱水ケーキの搬出

（ 6 ）事業期間

本事業の事業期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月までの 20 年間とします。

(7) 事業スケジュール(予定)

- (ア) 事業契約の締結 平成 18 年 1 ~ 2 月
- (イ) 知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設
平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 1 月
- (ウ) 知多浄水場における脱水処理施設等の引き渡し・所有権移転
平成 20 年 1 月
- (エ) 知多浄水場における脱水処理施設等の運営・維持管理
平成 20 年 2 月 ~ 平成 38 年 3 月
- (オ) 3 浄水場における脱水処理施設等の増設・更新等
平成 17 年 5 月公表の事業契約書(案)
「別紙 1 事業日程」参照
- (カ) 3 浄水場における脱水処理施設等の運営・維持管理
平成 18 年 4 月 ~ 平成 38 年 3 月

(8) 事業者の収入に関する事項

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する新設施設の設計・建設業務及び既存施設の増設・更新等業務に係る対価、運営・維持管理業務等に係る対価から構成されます。また、事業者が脱水ケーキを有価により再生利用したことによって得る収入は事業者の収入とします。

ア 知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び 3 浄水場の脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価

県企業庁は、知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設業務及び 3 浄水場における脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価について、事業契約書においてあらかじめ定める額を、一時支払金及び割賦支払金により事業者に支払います。

なお、尾張東部浄水場の、平成 25 年度、平成 30 年度及び平成 32 年度における脱水処理施設等の増設・更新等業務及び上野浄水場の平成 29 年度と平成 30 年度における脱水処理施設等の増設・更新等業務に係る対価については、全額一時支払金として支払うものとします。

イ 運営・維持管理業務等に係る対価

県企業庁は、運営・維持管理業務等に係る対価について、事業契約書において定める額を、事業期間にわたり事業者に支払います。なお、運営・維持管理業務に係る対価は固定費・変動費から構成され、変動費は各支払期の業務実績に応じて変動させた金額を支払います。また、脱水ケーキの再生利用業務に係る対価は、脱水ケーキ発生量が、事業者が提案する有価利用可能量を上回った場合において、その量に応じた金額を支払います。

なお、3 浄水場における脱水処理施設等の、脱水設備等の更新時期まで県より引

き継いで事業者が運営・維持管理を行う既存の脱水設備等については、入札時において事業者が運営・維持管理計画を提案するにあたり事業者が予測できない事由によって追加的に補修費が発生した場合、協議の上、県企業庁が追加費用を支払います。

また、近隣の市町から水道汚泥の引き取りを要請された場合、事業者の責任と費用のもとで、引き取りが可能と事業者が判断し、県企業庁の了解を得た上で、必要となる措置を執るとともに市町の水道汚泥の脱水処理を引き受け、係る対価を市町より収入として得ることも可能とします。

(9) 事業に必要な法令等の遵守

県企業庁及び事業者は、本事業を実施するに当たり、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する基本方針」(平成12年3月13日総理府告示第11号、以下「基本方針」という。)のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

(10) 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

ア 立地条件に関する事項

項目	概要
事業計画地	知多浄水場 : 愛知県知多市佐布里字西池の脇 8 番地 高蔵寺浄水場 : 愛知県春日井市高森台一丁目 10 番地 尾張東部浄水場 : 愛知県日進市米野木町南山 489 番地 4 号 上野浄水場 : 愛知県東海市名和町蕨山 7 番地
事業実施敷地面積	知多浄水場 : 約 2,000m ² 高蔵寺浄水場 : 約 1,300m ² 尾張東部浄水場 : 約 2,700m ² 上野浄水場 : 約 2,000m ² (ケーキヤードを含む)
都市計画用途区分	知多浄水場 : 指定なし 高蔵寺浄水場 : 第 1 種中高層住居専用地域 尾張東部浄水場 : 指定なし 上野浄水場 : 指定なし

イ 施設の設計要件等に関する事項

(ア) 脱水機棟に関する要件

知多浄水場の脱水機棟については、事業期間終了後も脱水設備等を適宜更新しながら県企業庁において継続して使用する予定であることから、次期更新設備においても使用できる耐久性(目安として40年程度)を有し、施設の運転を継続しながら同一建物内において設備の更新が可能な構造とすること。また、地震動レベル2相当の大地震に対し、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」(平成8年度版)に準拠し、脱水機棟の耐震安全性の分類を 類、重要度係数()を1.25とすること。

高蔵寺浄水場及び上野浄水場における既設の脱水機棟については、事業終了

後も県企業庁において使用する予定であることから、目安として事業終了後 10 年程度使用できる耐久性を有する構造とするための改修を行うこと。また、地震動レベル 2 相当の大地震に対し、「官庁施設の総合耐震計画及び同解説」(平成 8 年度版)に準拠し、脱水機棟の耐震安全性の分類を Ⅰ類、重要度係数(Ⅰ)を 1.25 以上とすること。

(イ) 脱水設備等に関する要件

事業者は、事業契約書(案)「別紙 1 事業日程」に定める年度に、要求水準書で示す計画給水量、計画固形物量・送泥濃度・送泥量等に基づき、必要な脱水設備等の新設、増設及び更新を行うこととします。

具体的には、脱水設備等には次の要件等を満たすものとします。

- (a) 無薬注方式とすること。
- (b) 脱水機から発生する脱水ケーキの再生利用が促進されるよう、適切な含水率を維持すること。
- (c) 既設の脱水設備等と併用して管理運転が可能なこと。
- (d) 脱水機からのろ液が、排水池の管理運転に著しい悪影響を与えないこと。

- (e) 設置後 25 年程度の耐用年数を有すること。

ウ 脱水ケーキの再生利用

事業者は、脱水処理に伴い発生する脱水ケーキの全量を、事業期間中、自らの提案にしたがって再生利用します。

なお、浄水場の脱水処理施設等の中で行える脱水ケーキの加工作業としては、脱水ケーキの乾燥、破碎、造粒、袋詰め等の工程までとし、浄水場外から水道汚泥以外の原料を搬入して混合するような加工はできません。

エ 土地に関する事項

県企業庁は、特定事業の用に供するために、知多浄水場における脱水処理施設等の設計・建設期間中は、県有地を事業者は無償貸与することを予定しています。

また、事業者が要求する場合、県企業庁は建設工事のために必要な作業用地として、4 浄水場の一部又は全部につき、その敷地内の一定範囲の土地を、有償で貸与します。

オ 生活環境影響調査

本事業における施設整備は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 15 条に基づく「生活環境影響調査」の対象となります。事業者は本事業の「生活環境影響調査」を実施すること。

なお、本事業は環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象にはなりません。

2 審査の方法

平成 17 年 5 月 17 日に公表した落札者決定基準からの抜粋、整理。

(1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とします。

本事業は、4 浄水場の設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を長期間にわたり一括して民間事業者に委託することにより、民間事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、安定かつ効率的な脱水処理業務の遂行と、発生する脱水ケーキの適正な再生利用の促進を期待するものです。事業者の選定に当たっては、入札価格、設計・建設、運営・維持管理に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価します。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）が適用されます。

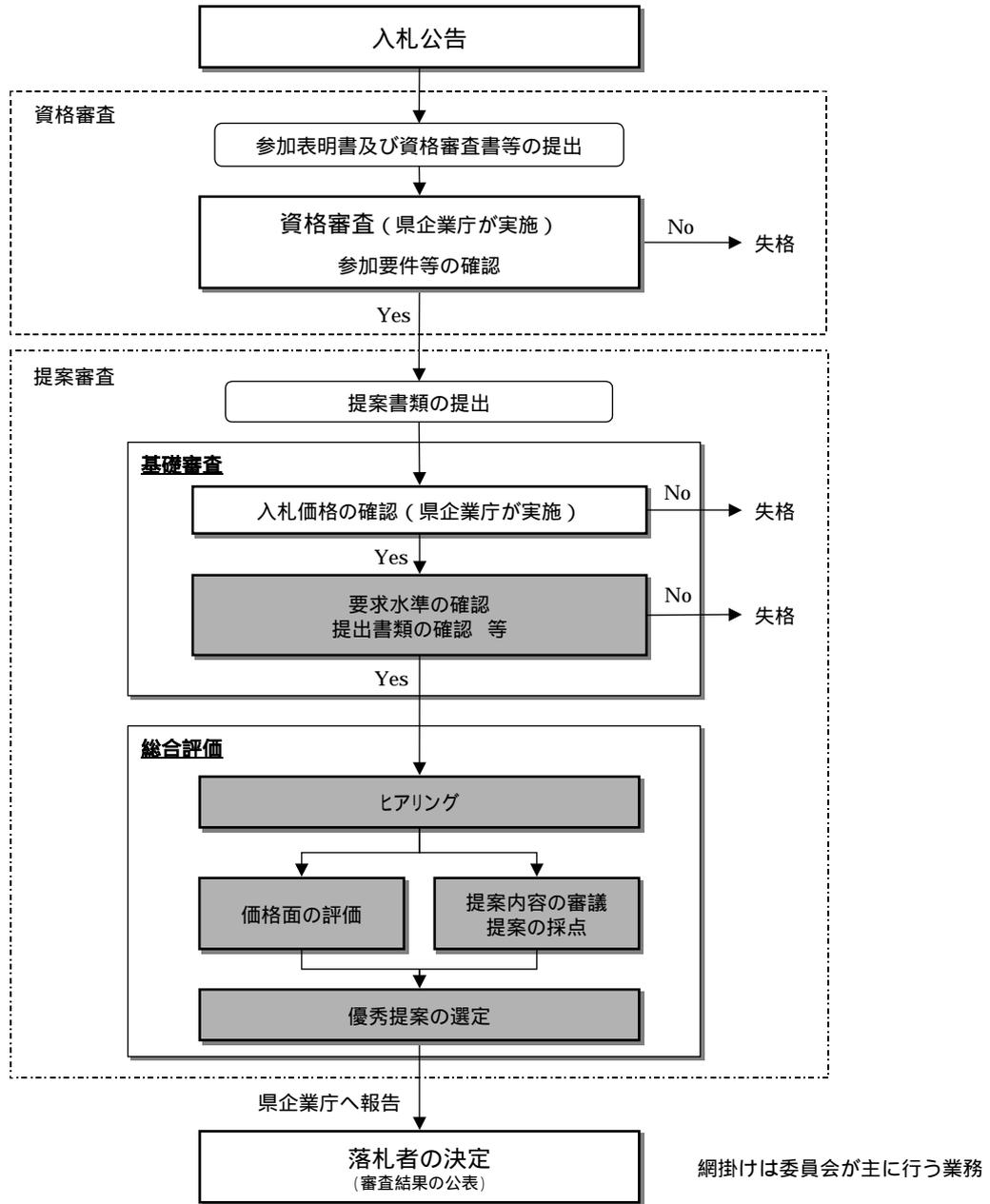
(2) 審査体制

学識経験者 4 名で構成する事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、応募者から提出された事業提案書の審査を行います。

委員会は、以下 4 名の委員により構成されます（敬称略）。

委員長	奥野 信宏	（中京大学総合政策学部教授）
委員	筏津 安恕	（名古屋大学環境学研究科教授）
委員	神藤 浩明	（日本政策投資銀行東海支店企画調査課長）
委員	藤江 幸一	（豊橋技術科学大学エコロジー工学系教授）

(3) 審査の流れ



(4) 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を県企業庁において確認します。

(5) 提案審査

ア 基礎審査

本審査では、県企業庁及び委員会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認します。

a 入札価格の確認

県企業庁は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行います。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とします。

b 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの確認を行います。

a) 提出書類の確認

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要な事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

b) 要求水準の確認

各入札参加者の本施設の設計・建設、運営・維持管理に係る提案内容が、県企業庁の要求する水準及び性能に適合していることの確認を「要求水準書」に基づいて行います。

c) 事業遂行に関する確認

事業遂行能力を有した提案内容になっているかどうかについて、以下の審査項目から確認を行います。

審査項目	審査内容
特別目的会社の組成内容	代表企業の出資比率が構成員の中で最も高くなっているか。構成員全てが出資しているか。出資者は構成員のみか。
資金調達の方法	資金調達先（出資、借入） 調達額、調達条件（金利等）が明示されているか。
融資機関からの関心表明書の有無	融資機関の関心表明書が添付されているか。（添付されていない場合、その合理的な理由が示されているか。）
借入金の返済能力	借入金の返済能力があるか。（DSCR 1.0 以上）
保険の付保	県企業庁の要求する保険の付保が予定されているか。
事業収支計画と施設整備計画等の整合性	事業収支計画の前提条件が、施設整備計画等の提案内容と整合がとれた費用となっているか。また、算出根拠が明示されているか。

審査項目	審査内容
税金、金利等の前提条件の的確な設定	税金、金利等の前提条件が的確に設定されているか。
計数の整合性	各提案書類の計数の整合性がとれているか。
事業収支計算の適切性	収支項目の設定、事業収支計算等が適切に行われているか。
スケジュールの合理性	入札説明書等で定めた施設整備計画が守られ、かつ合理的な行程となっているか。

イ 総合評価

a 性能等に関する評価

a) 性能等の評価項目と配点

本評価では、委員会において、各提案内容を(2)(ウ)に示す4つの評価項目により評価、採点します。なお、本評価の合計点は40点とします。

b) 性能等の評価項目の採点基準

入札価格を除いた性能等に関する評価では、各評価項目において、次に示す4段階により評価、採点することとします。

表 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点×0.25

c) 性能等の評価項目における評価の視点と配点

事業計画に関する事項(配点:9点)

評価項目	評価の視点	配点
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施にあたっての基本的考え方は適切か ・民間資金、ノウハウを活用することによる効果を確認できるか ・事業マネジメントの考え方は適切か 	3
事業収支	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費及び運営・維持管理費は妥当性を持って提案されているか ・事業収支計画は適切か ・余剰金積立の考え方は適切か ・安定性の高い返済計画が提案されているか 	2

資金調達	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達方法は適切か（出資、借入、調達先、調達条件等） ・確実性の高い資金調達計画が提案されているか 	2
リスク対応	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク顕在時の対応策（保険の付保等）は適切か ・事業破綻回避の考え方は適切か ・S P C 又は出資者の破綻時の対処方法は適切か 	2

設計・建設及び脱水処理施設等の能力に関する事項（配点：12点）

評価項目		評価の視点	配点
信頼性		<ul style="list-style-type: none"> ・各浄水場の要件と整合のとれた設計となっているか ・提案された脱水設備等の納入実績、安定稼働実績は豊富か 	3
安定性	安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時においても安定的に脱水処理できる設計となっているか ・事故や故障時におけるバックアップシステムが加味された設計となっているか 	2
	継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の濁度変動（高濁度、低濁度）に十分対応できる設計となっているか ・脱水設備等の操作性、維持管理性に配慮された設計となっているか 	2
工事計画の適切性		<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設業務の工事工程は適切か ・工事監理は適切か ・建設工事において環境保全策が提案されているか 	2
環境保全性		<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場周辺地域の環境に配慮された設計となっているか ・省エネルギー性に配慮された設計となっているか 	3

脱水設備等の運営・維持管理業務に関する事項（配点：10点）

評価項目		評価の視点	配点
信頼性		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な人員・人材配置が提案されているか ・運営・維持管理業務の実績・経験はあるか 	2
安定性		<ul style="list-style-type: none"> ・適切な運転管理計画が提案されているか ・高濁度時等により汚泥量が増加した場合でも適切に対応できることが提案されているか ・緊急時（大規模災害、停電、故障）における適切な対応が提案されているか ・汚泥性状変動（低濁度時の対応、生物の発生等）した場合でも適切な対応ができることが提案されているか 	2.5

評価項目	評価の視点	配点
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性に配慮された提案がされているか ・衛生性に配慮された提案がされているか ・防犯性に配慮された提案がされているか 	1
維持管理計画の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・毎時行年度修繕計画は適切か ・長期修繕計画は適切か ・点検計画は適切か 	3
環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場周辺環境に配慮した運営・維持管理が提案されているか ・省エネルギー性に配慮した運営・維持管理が提案されているか 	1.5

脱水ケーキの再生利用に関する事項（配点：9点）

評価項目	評価の視点	配点
保管・運搬の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ安定的な脱水ケーキ保管・運搬計画が立案されているか 	2
有価利用可能量の多寡	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの有価利用可能量が提案されているか 	2
有価利用の安定性・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたって安定的に有価利用できる計画が提案されているか ・提案された有価利用計画の信頼性は高いか 	3
非有価利用の安定性・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたって安定的に非有価利用できる計画が提案されているか ・提案された非有価利用計画の信頼性は高いか 	2

d) 性能等の評価点の補正

下記の手順に従って、性能等の評価点を補正します。

- (a) 入札参加者中で最高の性能等の評価点を獲得した提案に満点（40点）を付与します。
- (b) 他の入札参加者の、性能等の評価点（ Q_x ）は下記の式に従い補正します。なお、性能等の評価点は小数第3位を四捨五入します。

$$Q_x = 40 \text{ 点} \times (Q'_x / Q'_0)$$

Q_x ：提案Xの性能等の評価点（補正後）

Q'_x ：提案Xの性能等の評価点（補正前）

Q'_0 ：入札参加者中で最高の性能等の評価点を獲得した提案の評価点（補正前）

表 性能等の評価点の補正（例）

入札参加者名	性能等の評価（素点）	性能等の評価（補正後）
A	30	40
B	24	32
C	22	29.33

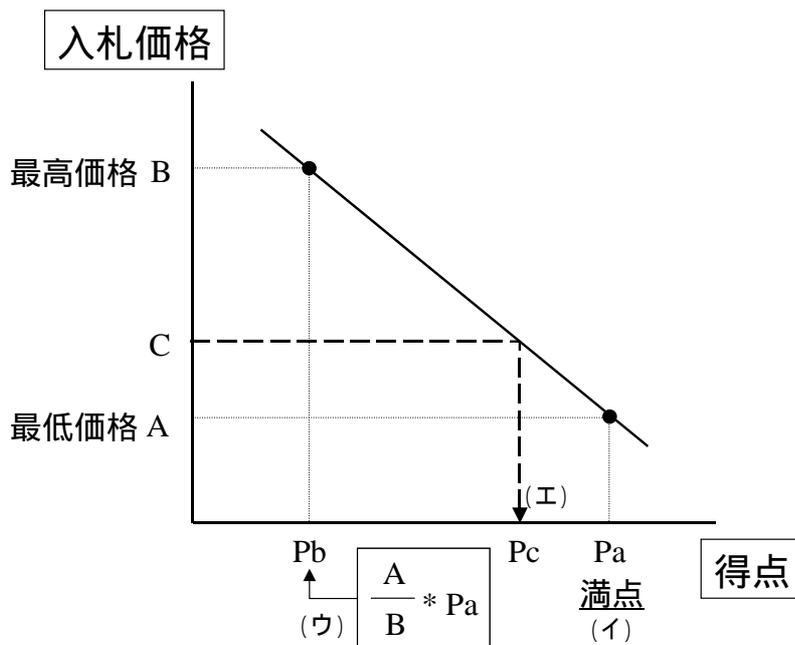
b 入札価格の評価

入札参加者の入札価格について、以下の考え方に基づいて得点化を行います。
 なお、満点は60点とします。

[考え方]

- (ア) 採点対象となる入札価格は、「県企業庁が支払うサービス購入料の現在価値」(以下「入札価格」という。)とします。
- (イ) 入札参加者中で最低価格(A)を提示した提案を基準とし、それに満点(Pa)を付与します。
- (ウ) 他の入札参加者の得点は、入札参加者中で最高価格(B)を提示した提案から算出します。算出方法は、まず、最高価格に対する最低価格の割合(A/B)を求め、それに配点である満点(Pa)を乗じることにより最高価格の提案に得点(Pb)を付与します。
- (エ) 最高価格と最低価格との間に相当する入札価格を提示した提案については、最高価格の提案と最低価格の提案の得点の傾きをとり、そこに入札価格(C)を当てはめ、算出される得点(Pc)を付与します。なお、価格点は小数点以下第3位を四捨五入します。

図 入札価格の得点化の考え方



c 総合評価

性能等の評価に関する点数と入札価格の評価による点数を合計して総合評価します。なお、それぞれの配点を合計し、総合評価は100点満点となります。

表 性能等の評価項目と配点

評価項目			配点	合計	
事業計画に関する事項	総合評価	提案全般に関する総合評価	3	9	
	事業収支	事業収支計画は適切か、信頼性は高いか。	2		
	資金調達	資金調達計画は適切か。	2		
	リスク対応	リスク対応計画は適切か、信頼性は高いか。	2		
設計・建設及び脱水設備等の能力に関する事項	信頼性	提案された技術は信頼できるものか。	3	12	
	安定性	安全性	緊急時（災害時、故障時）においても安定的に稼動する設計となっているか。		2
		継続性	事業期間全体にわたり、継続的に安定稼動できることに配慮された設計となっているか。		2
	工事計画の適切性	提案の工事計画は適切か。	2		
	環境保全性	採用する技術は、周辺環境や省エネルギー性に配慮されているか。	3		
脱水設備等の運営・維持管理業務に関する事項	信頼性	提案の運営・維持管理体制は信頼できるものか。	2	10	
	安定性	安定的に運転管理できるか（通常時・非常時）	2.5		
	安全性	安全、防犯、衛生に配慮されているか。	1		
	維持管理計画の適切性	提案の維持管理計画（修繕計画、点検計画）は適切か。	3		
	環境保全性	周辺環境や省エネルギー性に配慮された運営・維持管理が提案されているか。	1.5		
脱水ケーキの再生利用に関する事項	保管・運搬の適切性	適切かつ安定的な脱水ケーキの管理・運搬計画が提案されているか。	2	9	
	有価利用可能量の多寡	多くの有価利用可能量が提案されているか。	2		
	有価利用の安定性・信頼性	長期にわたって安定的に有価利用できる方法を、信頼性をもって提案できているか。	3		
	非有価利用の安定性・信頼性	長期にわたって安定的に非有価利用できる方法を、信頼性をもって提案できているか。	2		
性能等の評価の小計 ()			40		
入札価格の評価 ()			60		

合 計	(+)	1 0 0
-----	-------	-------

3 事業者選定委員会の開催及び審議・審査の経緯

日 付	内 容
平成 16 年 10 月 28 日	第 1 回事業者選定委員会 (設置、事業概要の説明、実施方針等の審議及び承認等)
平成 16 年 11 月 29 日	実施方針等の公表
平成 16 年 12 月 6 日	実施方針等に関する説明会
平成 16 年 12 月 7 日	第 1 回現地見学会
平成 17 年 1 月 21 日	第 1 回質問に対する回答等の公表
平成 17 年 1 月 28 日	第 2 回事業者選定委員会 (実施方針等の変更、特定事業の選定、事業契約書(素案)の審議及び承認等)
平成 17 年 2 月 18 日	特定事業の選定等の公表
平成 17 年 3 月 31 日	第 3 回事業者選定委員会 (入札説明書等の審議及び承認等)
平成 17 年 4 月 15 日	第 2 回質問に対する回答等の公表
平成 17 年 5 月 17 日	入札説明書等の公表
平成 17 年 5 月 19 日	入札説明書等に関する説明会
平成 17 年 5 月 24 日～27 日	第 2 回現地見学会
平成 17 年 6 月 24 日	入札説明書等に関する質問回答の公表
平成 17 年 7 月 8 日～14 日	参加表明書の受付、参加資格の確認
平成 17 年 7 月 27 日	資格審査結果の公表
平成 17 年 8 月 9 日、11 日	現地調査会
平成 17 年 9 月 14 日	入札及び事業提案書の受付
平成 17 年 10 月 24 日	第 4 回事業者選定委員会 (基礎審査、応募グループのヒアリング)
平成 17 年 11 月 4 日	第 5 回事業者選定委員会 (総合評価、最優秀提案者の選定)

4 審査結果

(1) 資格審査

平成 17 年 7 月 14 日までに下記の 1 つ応募グループから参加表明があり、応募者からの参加資格申請書類等をもとに、県企業庁が入札説明書に記載する参加要件及び資格要件等の具備を確認しました。その結果、当該応募グループの参加資格が確認されました。

応募グループ名	グループ代表企業	グループ構成員
日本碍子グループ	日本碍子(株)	日本碍子(株) (株)NGK - Eソリューション エコマネジ(株) (株)日水コン (株)明電舎 U F J セントラルリース(株)

(2) 提案審査

ア 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者より入札書及び事業提案書が平成 17 年 9 月 14 日に提出されました。県企業庁は入札価格が予定価格の範囲内であることを確認しました。

イ 基礎審査

応募グループの提案内容が基礎審査項目を満たしていることを確認し、応募グループの提案内容が総合評価の対象となりました。

ウ ヒアリング

応募グループの提案内容についてのヒアリングを次のとおり実施しました。ヒアリングは、提案内容に関するプレゼンテーション 40 分、質疑応答 30 分により実施しました。

エ 総合評価

a 性能等に関する評価

事業提案書及び応募グループに対するヒアリングを踏まえた上で、委員会による審査により、性能等に関する評価を行いました。性能等に関する評価は、評価項目ごとに委員が合議制で審査を行い、委員会として各提案に対して一つの評価を行うという方法を原則に実施しました。ただし、審議の結果、委員の評価が分かれた場合は、各委員の採点の平均点をとることとしました。

なお、応募者数が 1 グループであるため、性能等に関する評価の補正は実施していません。

b 入札価格に関する評価

応募者数が1グループであるため、入札価格に関する評価は実施していません。

オ 優秀提案の選定

応募グループの提案内容に対して、性能等に関する評価点の合計は **33.63 点 (40 点満点)** でした。性能等に関する評価点の最低点が10点(要求水準を満たしている程度の評価)であることを勘案すると、応募グループの提案内容は、県企業庁の要求水準を十分に上回っていると評価でき、当該提案内容を優秀提案として選定しました。

審査結果の詳細は次ページを参照して下さい。

審査結果の詳細

評価項目			配点	日本碍子グループ	
事業計画に関する事項（9点）	総合評価	提案全般に関する総合評価	3	2.25	
	事業収支	事業収支計画は適切か、信頼性は高いか。	2	1.5	
	資金調達	資金調達計画は適切か。	2	1.5	
	リスク対応	リスク対応計画は適切か、信頼性は高いか。	2	1.5	
設計・建設及び脱水設備等の能力に関する事項（12点）	信頼性	提案された技術は信頼できるものか。	3	3	
	安定性	安全性	緊急時（災害時、故障時）においても安定的に稼動する設計となっているか。	2	1.5
		継続性	事業期間全体にわたり、継続的に安定稼動できることに配慮された設計となっているか。	2	2
	工事計画の適切性	提案の工事計画は適切か。	2	2	
	環境保全性	採用する技術は、周辺環境や省エネルギー性に配慮されているか。	3	2.25	
脱水設備等の運営・維持管理業務に関する事項（10点）	信頼性	提案の運営・維持管理体制は信頼できるものか。	2	2	
	安定性	安定的に運転管理できるか（通常時・非常時）	2.5	1.88	
	安全性	安全、防犯、衛生に配慮されているか。	1	1	
	維持管理計画の適切性	提案の維持管理計画（修繕計画、点検計画）は適切か。	3	2	
	環境保全性	周辺環境や省エネルギー性に配慮された運営・維持管理が提案されているか。	1.5	1.5	
脱水ケーキの再生利用に関する事項（9点）	保管・運搬の適切性	適切かつ安定的な脱水ケーキの管理・運搬計画が提案されているか。	2	1.83	
	有価利用可能量の多寡	多くの有価利用可能量が提案されているか。	2	2	
	有価利用の安定性・信頼性	長年にわたって安定的に有価利用できる方法を、信頼性をもって提案できているか。	3	2.25	
	非有価利用の安定性・信頼性	長年にわたって安定的に非有価利用できる方法を、信頼性をもって提案できているか。	2	1.67	
合 計			40	33.63	

5 審査講評

日本碍子グループの提案内容について、落札者決定基準の評価項目に従い、審査の視点から講評します。

なお、各評価項目の採点基準は、落札者決定基準に基づき、下記のとおり4段階評価としました。

表 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点×0.25

(1) 事業計画に関する事項

事業計画に関する事項については、9点を配点し次の4項目について審査を行いました。

総合評価
事業収支
資金調達
リスク対応

ア 総合評価

「本事業の実施にあたっての基本的考え方は適切か」、「民間資金、ノウハウを活用することによる効果を確認できるか」、「事業マネジメントの考え方は適切か」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容においては、全般にわたり網羅的かつ具体的に検討されている点、脱水ケーキの予測発生量の全量を有価利用し循環型社会構築に貢献する提案となっている点、などが総合評価として高く評価され、「B評価」としました。

イ 事業収支

「施設整備費及び運営・維持管理費は妥当性をもって提案されているか」、「事業収支計画は適切か」、「余剰金積立の考え方は適切か」、「安定性の高い返済計画が提案されているか」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容においては、事業収入と支出の時期を一致させた事業収支計画を提案している点、運営・維持管理業務等に係る対価の四半期分以上の積立金を確保する点、DSCR及びLLCRの指標が十分に1.0を上回っており安定した返済計画であると確認できる点、などが高く評価され、「B評価」としました。

ウ 資金調達

「資金調達方法は適切か」、「確実性の高い資金調達計画が提案されているか」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容においては、プロジェクトファイナンスによる資金調達が提案されている点、SPC帰責による事業契約解除の際のSPCが支払う違約金を想定した出資金及び劣後融資を計画している点、などが高く評価され、「B評価」としました。

エ リスク対応

「リスク顕在時の対応策は適切か」、「事業破綻回避の考え方は適切か」、「SPC又は出資者の破綻時の対処方法は適切か」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容においては、各業務におけるリスクを網羅的かつ具体的に想定できている点、各業務受託者（構成員）にサービス購入料の減額リスクを移転させてSPCにリスクが残りにくい事業スキームとなっている点、県企業庁が要求する以上の保険を付保し且つそれらの妥当性が認められる点、などが高く評価され、「B評価」としました。

(2) 設計・建設及び脱水処理施設等の能力に関する事項

設計・建設及び脱水処理施設等の能力に関する事項については、12点を配点し次の4項目について審査を行いました。

- 信頼性
- 安定性（安全性、継続性）
- 工事計画の適切性
- 環境保全性

ア 信頼性

「各浄水場の要件と整合のとれた設計となっているか」、「提案された脱水設備等の納入実績、安定稼働実績は豊富か」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容においては、現場の状況を十分に調査され熟知したうえで検討されている点、豊富な実績に基づいた検討がされている点が特に優れているため、「A評価」としました。

イ 安定性（安全性、継続性）

安全性の面では「大規模災害において安定的に脱水処理ができる設計となっているか」、「事故や故障時におけるバックアップシステムが加味された設計となっているか」、また継続性の面では「汚泥の濁度変動に十分対応できる設計となっているか」、「脱水設備等の操作性、維持管理性に配慮された設計となっているか」という視点

から評価しました。

日本碍子グループの提案内容は、全般として安全性、継続性の観点から適切に検討されており、高く評価しました。一方で、大規模災害など予期せぬ事態への対応能力を高めるための提案がより具体的であれば、安全性においてさらに高く評価したいところでした。審議の結果、安全性で「B評価」、継続性で「A評価」としました。

ウ 工事計画の適切性

「設計・建設業務の工事工程は適切か」、「工事監理は適切か」、「建設工事において環境保全策が提案されているか」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容は、バランスのとれた適切な工事計画が提案されている点で特に優れているため、「A評価」としました。

エ 環境保全性

「浄水場周辺地域の環境に配慮された設計となっているか」、「省エネルギー性に配慮された設計となっているか」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容は、騒音、振動、粉塵対策、景観、省エネルギーなどに配慮された適切なものと判断され、「B評価」としました。

(3) 脱水設備等の運営・維持管理業務に関する事項

脱水設備等の運営・維持管理業務に関する事項については、10点を配点し次の5項目について審査を行いました。

信頼性

安定性

安全性

維持管理計画の適切性

環境保全性

ア 信頼性

「適切な人員・人材配置が提案されているか」、「運営・維持管理業務の実績・経験はあるか」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容においては、実績・経験の面で現場の実情が十分に理解されており、事業を安定して遂行できる信頼性の高い人員・人材配置計画が提案されている点で特に優れているため、「A評価」としました。

イ 安定性

「適切な運転管理計画が提案されているか」、「高濁度時等により汚泥量が増加した場合でも適切に対応できることが提案されているか」、「緊急時における適切な対応が提案されているか」、「汚泥性状変動した場合でも適切な対応ができることが提

案されているか」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容においては、日常業務における変化（濁度の変化、汚泥性状変化）における対応策として十分に適切な提案がされていると判断されました。一方で、大規模災害など予期せぬ事態への対応策についての提案がより具体的であれば、さらに高く評価したいところでした。審議の結果、「B評価」としました。

ウ 安全性

「安全性に配慮された提案となっているか」、「衛生性に配慮された提案となっているか」、「防犯性に配慮された提案となっているか」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容においては、4 浄水場の状況、汚泥の性状等を十分理解したうえで、安全性、衛生性、防犯性を担保できる適切な提案がなされている点で特に優れているため、「A評価」としました。

エ 維持管理計画の適切性

「毎事業年度修繕計画は適切か」、「長期修繕計画は適切か」、「点検計画は適切か」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容は、予防修繕の観点に立ち、こまめに点検を行い不具合を早期発見し事前に対応することで、設備の耐用性を高めるとともに、重大な事故の発生を抑制する提案となっており、この点を高く評価する意見もありました。一方で、当提案内容を評価しつつも、事業の効率性をさらに高めるような提案内容を期待する意見もありました。

審議の結果、「B評価」と「C評価」で委員の意見が分かれたため、各委員の採点の平均点を委員会としての採点としました。

オ 環境保全性

「浄水場周辺環境に配慮した運営・維持管理が提案されているか」、「省エネルギー性に配慮した運営・維持管理が提案されているか」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容は、騒音、振動などの周辺環境、及び省エネルギー性に配慮された適切なものと判断され、「B評価」としました。

(4) 脱水ケーキの再生利用に関する事項

脱水ケーキの再生利用に関する事項については、9点を配点し次の4項目について審査を行いました。

保管・運搬の適切性

有価利用可能量の多寡

有価利用の安定性・信頼性

非有価利用の安定性・信頼性

ア 保管・運搬の適切性

「適切かつ安定的な脱水ケーキ保管・運搬計画が立案されているか」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容においては、悪臭、飛散の防止が適切に講じられている点、周辺環境に配慮されている点、汚泥量等の変動の際には代表企業が保管・搬出計画を調整する点、などが高く評価されました。なお、「A評価」と「B評価」で意見が分かれたため、各委員の採点の平均点を委員会としての採点としました。

イ 有価利用可能量の多寡

「より多くの有価利用可能量が提案されているか」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容は、予め県企業庁が予測した脱水ケーキの発生量の全量を有価利用するものであり、これは要求水準を十分に超えた量であると特に高く評価され、「A評価」としました。

ウ 有価利用の安定性・信頼性

「長期にわたって安定的に有価利用できる計画が提案されているか」、「提案された有価利用計画の信頼性は高いか」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容においては、5社から受入表明書を取得している点、受入表明量が提案された有価利用可能量と比べて余裕がある点、新たな受入先等のマーケット情報収集調査を実施する点、大学等と連携して有価利用促進のための研究開発を実施する点、などが高く評価されました。一方で、20年間という長期にわたって安定的に有価利用を遂行していくための提案がより具体的であれば、さらに高く評価したいところでした。審議の結果、「B評価」としました。

エ 非有価利用の安定性・信頼性

「長期にわたって安定的に非有価利用できる計画が提案されているか」、「提案された非有価利用計画の信頼性は高いか」という視点から評価しました。

日本碍子グループの提案内容においては、豊富な実績をもつ受入企業を複数社提案されている点、汚泥の性状と無関係に非有価利用する提案となっている点、などが高く評価されました。一方で、将来において性能や非有価利用量が大きく変化した場合でも安定的に業務遂行できるための具体的な提案を期待する意見もありました。

審議の結果、「A評価」と「B評価」で委員の意見が分かれたため、各委員の平均点を委員会としての採点としました。

(5) 総評

この度、日本碍子グループより提出を受けた事業提案書は、設計・建設、運営・維持管理、脱水ケーキの再生利用など、本事業の事業範囲全般にわたり、県企業庁があからじめ提示した要求水準を十分に上回る提案内容でした。

特に、豊富な実績・経験と十分な調査に基づいた網羅的かつ具体的な検討がなされている点、及び予測される脱水ケーキ発生量の全量を有価利用するという点は、PFI事業ならではの応募者独自のノウハウ、工夫に基づいた提案であり、委員会として高く評価しました。

委員会としては、日本碍子グループの事業提案書作成にあたっての努力に対しても高く評価しており、重ねて感謝いたします。

委員会は、落札者決定基準に基づいて厳正かつ公正に審査を行い、委員の合議により日本碍子株式会社を代表企業とする日本碍子グループの提案内容を優秀提案として選定しました。

今後、同グループが県企業庁と事業契約を締結し、本事業を実施するに際し、PFI事業の推進に向け、委員会から評価された具体的な提案内容を確実に遂行することは当然のこと、本事業をさらに良いものとするため、同グループにおいては、以下の諸点についても十分に配慮していただけるよう、委員会として要望します。

将来の水質変動、大規模災害の発生など予期せぬ事態への対策について、より具体的に検討して、十分な危機管理体制の確立に努めること。

維持管理業務において、事業提案書に記載された修繕計画を適切に実行し、耐久性の向上、重大な事故防止等が確実に達成できるよう、努めること。

技術革新を始めとした様々な外的環境の変化を迅速に捉え、PFI事業運営の方法を柔軟に改善、見直しできるように、官民協働で取り組むこと。

6 最後に

PFI事業が普及しつつある昨今において、本事業の内容は、4浄水場の脱水処理施設等を包括した事業範囲としていること、脱水ケーキの有価利用促進が大きな目的として位置づけられていること、既設の脱水設備等の段階的な更新を事業範囲に含めていることなど、これまでのPFI事業例に見られない先駆的な取り組みが幾つも含まれているものでした。

その中で、委員会は、平成16年10月28日の第1回委員会以降、5回にわたり本事業の事業内容及び提案内容の審査方法等について審議を重ねてきました。

本事業にかかる委員会及び県企業庁の検討内容が、愛知県のみならず、わが国におけるPFI事業の、さらなる普及・定着の一助になることを期待します。

最後に、本事業の審議に携わった筏津委員が、本講評の公表直前(11月7日)に病気のためお亡くなりになりました。ともに審議にご尽力いただいたことに深く感謝するとともに、ご冥福を心からお祈りいたします。

以上